

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正																																							
<p>(事務の処理) 第 15 条 この細則に関する事務は、別表のとおり処理する。</p> <p>別表(第 15 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="297 515 1108 1262"> <thead> <tr> <th>事務の範囲</th> <th>所掌する部署</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務</td> <td>環境安全管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務</td> <td>環境安全管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務</td> <td>環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務</td> <td>当該組織及び施設の事務を担当する部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の範囲	所掌する部署	備考	放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全管理センター		所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全管理センター		職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署		組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務	当該組織及び施設の事務を担当する部署		その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務			<p>(略)</p> <p>別表(第 15 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 515 1986 1390"> <thead> <tr> <th>事務の範囲</th> <th>所掌する部署</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務</td> <td>環境安全管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務</td> <td>環境安全管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都知事への開設届及び変更届等に関する事務</td> <td>環境安全管理センター</td> <td>獣医療法第 3 条の規定による</td> </tr> <tr> <td>職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務</td> <td>環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務</td> <td>当該組織及び施設の事務を担当する部署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の範囲	所掌する部署	備考	放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全管理センター		所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全管理センター		東京都知事への開設届及び変更届等に関する事務	環境安全管理センター	獣医療法第 3 条の規定による	職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署		組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務	当該組織及び施設の事務を担当する部署		その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務		
事務の範囲	所掌する部署	備考																																						
放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全管理センター																																							
所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全管理センター																																							
職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署																																							
組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務	当該組織及び施設の事務を担当する部署																																							
その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務																																								
事務の範囲	所掌する部署	備考																																						
放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全管理センター																																							
所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全管理センター																																							
東京都知事への開設届及び変更届等に関する事務	環境安全管理センター	獣医療法第 3 条の規定による																																						
職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署																																							
組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務	当該組織及び施設の事務を担当する部署																																							
その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務																																								

附 則 (細則第 10 号)

この細則は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。